

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第一期入試 憲法

**【出題趣旨】**

プライバシー権、学習権、教師の教育の自由、生徒の教育を受ける権利と教育の機会均等のそれぞれにつき、基本的な理解を架空の事例に即して問うものである。いわゆる応用力を試す出題である。判例知識としては、旭川学テ判決に通暁していると有利である。

**【採点基準】** (1)～(4)それぞれ20点(問題文末尾に明記)。

(1) 学問の自由の意義10点、高校教師の教育の自由の保障範囲10点

(2) 学習権の意義10点、旭川学テ判決の正確な理解10点

(3) プライバシー権の意義10点、  
本問がどのように生徒のプライバシー権侵害になりうるか10点

(4) 教育を受ける権利ないし教育の機会均等の意義10点、  
格差を再生産することや貧困家庭への支援に逆行する点(経済的にゆとりのある生徒がSSに選ばれやすいことの指摘)10点

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第一期入試 刑法

【出題趣旨】

第1 乙の罪責 過失運転致死罪の成否 【計40点】

1 注意義務違反 (20点)

過失の実体との関係で注意義務の内容を示し、その違反の有無を示すこと。

普段人の居ない場所にAが倒れていたのだが、結果の予見可能性として、どのような対象を想定するか。

2 因果関係の有無 (20点)

・判断基準を示し、適切にあてはめをすること。

乙が突っ込んだ箇所にAが倒れていたことは意外な事情であるとして、因果関係の存否に影響するか。

第2 甲の罪責 殺人罪等の成否 【計50点】

1 不作為による殺人罪、あるいは保護責任者遺棄致死罪の実行行為性の有無 (30点)

・殺意の有無

故意の定義を示し、適切にあてはめること。

・不真正不作為犯の成立要件の提示

法的作為義務、行為の可能性・容易性、等価値性など。

・Aの居場所を把握していたのは甲だけであるということをどう評価するか。

支配に着目するにしても、これは、物理的な支配か、それとも情報に基づく支配か。

殺人の成立を否定することもあり得る。

2 因果関係の有無 (20点)

・不作為の因果関係の特殊性を踏まえつつ、行為後に乙の過失が介在した事案であることを適切に処理することが必要。

第3 裁量点 【10点】

・論点外でも優れた論述には加点する。

上記合計点に0.8を乗する。